

日本共産党熊本市議団の山部洋史です。

まず、今回の熊本地震で不幸にして亡くなられた方がた、また被災された皆様に、日本共産党市議団として、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

私からは、避難所の環境整備についておたずねします。

熊本地震発災から、すでに2カ月が経とうとしています。今回の震災で避難者数は最大で11万人にのぼり、当初市が想定していた約5万8千人を大きく上回りました。そして、6月8日19時時点で、避難者はいまだ1,752人にのぼります。

今回の熊本地震において、内閣府は、発災翌日の4月15日にいち早く、県・熊本市に「避難所の生活環境の整備について（留意事項）」という通達を出しました。

通達のベースになった内閣府の指針では、東日本大震災の課題として、

・長引く避難所生活のなか、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られた、

・多くの高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等が被災したが、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかった、などの点を挙げました。

それを踏まえて4月15日に出された通達では、

- ・簡易ベッド、畳、マット等の整備、間仕切り用のパーティションの設置、
- ・冷暖房機器、テレビ、ラジオの設置、
- ・仮設洗濯場、簡易シャワー、仮設風呂等の設置を明記しています。

また、食事については、避難生活の長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を行うこと、としています。

これら通達の中身は、国が自治体へ一方的にその実現を課すものではなく、災害救助法にもとづき予算等の面でも十分に自治体をサポートすることを前提としたものです。

発災当初は、被害状況の把握もままならず、食料や水の確保に追われ、手探りのなかで避難所運営がなされていました。初期の段階ではいたしかたないとしても、特に食事の面では震災から一カ月が経過した段階でもパンとジュース、カップめん、レトルト食品という状態であり、避難者からも改善の要望が出されていました。市議団としても市に改善の申し入れをし、国会でもこの問題が取り上げられるなか、5月20日、国は再度「避難所における食生活の改善について」という通達を県に出しました。このように再度の通達が出されるのは異例のことです。それを受け5月26日以降、夕食のみ弁当が支給されることになりましたが、最初の通達から一か月半かかってやっと果たされたかたちです。

今後の避難所運営を考える上でも、食事のみならず施設整備の面でも、通達の立場で改善していくことが求められます。

また、大規模な余震が警戒されるなか引き続き、通達の立場が果されていないことについては、現時点で分析し総括が求められるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。現時点で国の通達がなかなか果たされなかった原因をどのように考えておられますか。またそれを課題としてどう解決して、今後にいかしていられるのかお聞かせください。

(答弁)

(返し)

市長の答弁からも未曾有の震災により、避難所対応の遅滞、混乱が生じたことに対する忸怩たる思いが率直に述べられたと思います。また今後の避難所のさらなる環境整備に向けても前向きに取り組む意向がうかがえました。

いまだ大きな余震が警戒されるなか、様々な事情により避難生活の長期化を強いられる避難者に対しては、拠点避難所だけでなく指定、その他の避難所についても通達の立場での環境整備につとめて頂きたいと思います。

続いて具体的に改善が求められる点についてお尋ねします。

5月20日通達を受け、夕食は弁当になりましたが、残り2食はパンやおにぎりというところがほとんどです。特に野菜不足は深刻です。弁当でも野菜は付け合せ程度に添えてあるだけです。本市では、現在各区に3名の管理栄養士を配置し、各避難所で巡回指導していますが、せっかくの取組みもいま現在、食事に反映されているとは言い難い状況です。

先日ニュースで西原村の例が紹介されていました。管理栄養士が、各避難所の食事を点検、野菜不足を指摘。「衛生上、生野菜の提供が難しければ、火を通す、湯通ししたものを提供してください」と要望しました。職員も「災害救助法の食費の基準額では、難しいかもしれないが特別基準の上乗せで対応を検討したい」と述べました。このようにほかの自治体では栄養面の充実に前向きに取り組んでいる事例があります。食事の栄養面での市の認識、取組みについてお聞かせ下さい。

また、夏をひかえて、暑さ・お風呂対策も重要です。

拠点避難所は、不十分ながらもクーラーの設置がされていますが、学校体育館などの指定避難所では全てにその設置が済んでいない状況です。暑さ対策は喫緊の課題だと思いますが、利用者の声も聞きながら、今後は指定避難所として、空調が完備されたコミュニティーセンターの利活用も検討すべきではないのでしょうか。体育館で、部活動に気兼ねしながらの生活とは違い、アットホームな雰囲気の中で生活できるというメリットもあります。今後のコミュニティーセンターの活用について、どのようにお考えですか。

また、シャワーについては、拠点避難所は既存施設や簡易シャワーなどでカバーされてい

ますが、高齢者にとっては、やはりお風呂でしっかり疲れを取りたいという方が多いと思います。国の通知「東日本大震災における災害救助法の弾力運営について」では、「入浴の機会の確保が困難な場合には、近隣の銭湯等の入浴施設の利用券や送迎バスの借上げ等の相当な実費についても、……国庫負担の対象となる」としています。市としてもこのような事例に学び、弾力運営を活用し、入浴の機会の充実をはかるべきと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、避難所に生活支援情報の資料や冊子が用意されていても、避難者がそれを読み、自分に必要な支援メニューを判断して利用することは、容易なことではありません。たとえば、罹災証明を申請することが必要であることすら知らない人、みなし仮設の制度を知らない、知ったとしても物件を自力で探すことが出来ない人がいるなど、とくに高齢者は支援の手のひらからこぼれかねません。

避難者がどんな事情で避難生活を強いられているのか、そんな避難者に寄り添うアドバイザーが必要ではないでしょうか。常駐でなくても、巡回などで避難者の生活再建のサポートができる職員の配置を実現させて頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、お尋ねします。

(答弁)

(返し)

食事の栄養面について、既に発災2か月になろうとしているなかで、「具体的改善策を検討しているところ」というのでは、取り組みが遅いのではないのでしょうか。実際避難所でも高齢の方を中心に「野菜を取らないと、通じが出ず困る」「体調がすぐれない」などの声が出ています。速やかな改善を望みます。

コミセンについて、今回の震災でも、空調やバリアフリーが完備されているコミセンは、高齢・要支援者、車いすの方にとってとても有効な施設でしたが、コミセン館長の裁量で使用できるところ、できないところの格差が生じました。ぜひ避難所としての位置づけを明確にして頂きたいと思います。

お風呂については、入浴施設への送迎について、「NPO やボランティアの送迎があった」とのことですが、これは裏を返せば行政による手立てが遅かったから、ボランティアで取り組まざるを得なかったということではないのでしょうか。暑い季節に入ります。丁寧な要望の聞き取りもと、引き続きの入浴機会の提供をのぞみます。

避難所での支援サポートについて、避難者数は、減少してきたとはいえ、一方で生活困窮などで生活再建が極めて困難な人、罹災証明書の遅れによりその一步を踏み出せない人、機

械的な集約により遠い校区外の避難所から学校へ通う児童生徒など、その中身はこれまで以上に多様化しています。

さまざまなニーズ対応できるよう、また避難者の心に寄り添った支援を求めます。

そのことを申し上げまして、私の質疑を終わります。